

会 見 資 料

白保リゾートホテル問題連絡協議会（石垣市白保 新里昌央会長）は、本日、石垣市企画部企画政策課に白保地域の海域の保全に係る要請書を提出いたしました。市が自ら定めた行政計画がまったく進んでいないことに対して、地域住民として要請書を出し、一度は「取り組む」と回答されたにもかかわらず放置され、再び取り組みを催促しなければならない残念な状況と問題点を以下にまとめました。海洋基本計画の策定と施策の実施は、海洋基本法に基づくものであり、法は、施策の実施は地方自治体の責務であると定めています。責務を果たしていない石垣市は、法に反していることとなります。

つきましては、この問題をぜひ貴媒体にてお取り上げいただけるよう、よろしくお願いたします。

<要請の経緯>

- | | |
|-----------------|---|
| 2013年（平成25年）3月 | 石垣市海洋基本計画策定。 |
| 2018年（平成30年）12月 | 当協議会が市に要望書提出（添付書類1）
白保海域を海洋保護区（自然環境特別保全地区）に指定する取り組みが5年間全く進められていないことから、早急に取り組むよう要請。 |
| 2019年（平成31年）1月 | 石垣市長から回答（添付書類2）
計画未着手の現状を認め、今後取り組むという内容。 |
| 2022年（令和4年）2月 | 計画が依然未着手であることから、要請書提出。
（添付書類3） |

石垣市海洋基本計画（石垣市ホームページ）

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kikaku_seisaku/4/3/1035.html

（石垣市海洋基本計画でネット検索可能）

<要請の趣旨>

1. 石垣市は自ら定めた石垣市海洋基本計画に明記している、条例に基づいた新たな海洋保護区の指定を含む施策に未着手のまま、地方公共団体の責任を果たしていない。直ちにこの状態を改善しなければならない。

基本計画に記載されているにもかかわらず、全く着手されていない白保海域に関連する施策の実施内容が記載されている該当箇所を以下に引用する。

*太字、二重下線および該当頁番号は、当協議会による。

海洋基本計画 (19 頁～)

B 実施内容

(1) 海岸・沿岸海域の適正管理

今後の入域観光客の増大を鑑み、石垣市の財産であるサンゴ礁等の海岸・沿岸域の自然環境を(中略)持続的利用を可能にする適正管理を推進する。(中略)なお、石垣市では、石垣市自然環境保全条例(平成19年4月1日、改正条例施行)が制定されており、**市長は新たな保全区域を設定することができることになっている。**(中略)

よって、国及び県の法的枠組み、及び事業者等の自主的な規制による管理に加え、本保全条例等を積極的に施行し適正管理を推進する。

- ① サンゴ礁(イノー)・マングローブ湿地等を対象とする海洋保護区指定等の利活用ルール制定による適正管理(同20頁)

サンゴ礁(イノー)

◆白保地区

白保地区では、現在も地域住民及びWWF サンゴ礁保護研究センターが連携し、景観を含めたサンゴ礁の保全を進めている。この実行中の保全策に協力するかたちで、同地区のサンゴ礁に係わる海洋保護区指定等による利活用ルールの検討・制定を法的な枠組みを含めて促進する。

引用以上

2. 3年前に当協議会からの要望書（添付書類1）によって、海洋保護区の設定等の施策が未着手であるとの指摘を受けた際、石垣市は当該要請で指摘された事実を認め、施策に取り組むことを石垣市長名の回答文書（添付書類2）で約束した。しかし、回答文書が出されてから3年経っても施策の実施はなく、私たち白保地域の住民に対しての約束が反故にされた。石垣市および市長には、行政としての無責任さに猛省を求める。

<問題点>

1. 違法な状態

石垣市が基本計画で定めた施策を実施するのは、法的な責務。石垣市が施策を実施しないことは法に反している。

石垣市の責務（石垣市海洋基本計画10頁）

石垣市は、海洋に関し、国や沖縄県との適切な役割分担をふまえて、石垣島とその周辺離島の自然的社会的条件に応じた施策を市民と協働で策定し、実施する。

海洋基本法第1章第9条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 約10年間、新たな自然環境・景観保全策が実施されず、施策は保全と逆行している

海洋保護区の指定に限らず、石垣市経済の柱である観光業の基盤となっている自然環境・景観に対する保全策は、平成23年（2011年）に獅子森地区が景観地区に指定されて以降、陸域においても海域においても積極的な法的保全と言える有効な施策が実施されていない。（希少生物に対しての保全条例としては、平成26年（2014年）に石垣市ヤシガニ保護条例が制定されている。）

平成30年に改訂された石垣市風景計画では、開発行為の制限の点でいうと、開発行為の際に届出が必要な面積が緩和され、もともと高さ制限

のなかった市街地景観域以外で、建築物に関する景観形成基準から高さの基準の原則が撤廃され、また、必要な緑化割合も50%だったものが40%に緩和され、保全から逆行してしまった。北部に「眺望保全地区」が設けられたが、開発行為の制限が強化されたわけではなく、制限を緩和しないで残した部分を保全地区と命名しただけであって、積極的な保全策を新たに講じたわけではない。

3. このままでは自然環境へのリバウンドダメージを抑えられない

自然環境や景観への保全策が講じられないままだと、コロナ後に予想される急激な観光入域客の増加によって、観光を支える自然環境へのダメージがリバウンドとして跳ね返ることは抑えられない。現状でそういう懸念に対応した施策がとられていない。海域についても陸域についても積極的な保全策は急務。

八重山の自然環境は、芸能や文化の基礎にもなっている。それらも含めた持続可能な観光経済を目指すならば、今こそ、条例に基づく法的な海洋保護区制定や利活用のルールなどの積極的な保全策が必要。

以上

この件についてのお問い合わせ

白保リゾートホテル問題連絡協議会 渉外担当 柳田裕行(やなぎだひろゆき)
[REDACTED]
shirahomamoru2017@gmail.com

白保リゾートホテル問題連絡協議会は、2016年、株式会社日建ハウジング（本社那覇市）によって白保地域にリゾートホテル建設が計画されたことに対して、地域の自治組織である白保公民館の傘下・関連団体である4つの団体が、公民館から開発による地域への影響を検討するように依頼されたことをきっかけに、2017年7月に設立された、約50名の組織。

2018年12月10日

石垣市長 中山義隆殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会
会長 山城吉博
渉外担当 柳田裕行
石垣市白保118

石垣市海洋基本計画が定める施策を着実に実施し、
白保海域を自然環境特別保全地区に指定することを求める要望書

白保海域は平成19年8月1日に西表石垣国立公園海域公園地区に指定され、海洋保護区となっています。同時に陸域の保安林地域は、同公園第二種特別地域に指定されています。石垣市海洋基本計画では、その施策項目1「沿岸域の総合管理」の中で、国や県が指定する沿岸海洋保護区について、市が石垣市自然環境保全条例を活用して特別保全地区にすることに積極的に取り組むことが記載されています。(P.20) 特に白保地区については、地域住民や環境NGOと共同して、法的な枠組みによる保全を促進することが決まっています。

しかし、平成30年石垣市議会9月定例会で宮良操議員の一般質問に対する企画部長の答弁にもある通り、この点に関して市の対応は全く不十分であり、石垣市海洋基本計画が平成25年に策定されてから、5年間、計画に対する進捗が全く見られません。つきましては、石垣市海洋基本計画に則り、下記の点について強く要望します。

記

1. 石垣市自然環境保全条例第14条、第15条に基づき、早急に白保海域を自然環境特別保全地区に指定すること
2. 石垣市海洋基本計画のとおり、当会の各団体・個人は、WWF ジャパンと協力して白保地区の景観を含めたサンゴ礁域の保全を進めていることを踏まえ、保全地区指定にあたっての具体的な利活用ルールについて、市は当会の各団体およびWWF ジャパンと協力して策定すること。
3. 基本計画策定後、すでに5年経過していることから、早急に施策の実施に着手し、施策実施までのスケジュールを、地域住民をはじめとする市民に見えるようにすること。

以上

石企企第587号

平成31年1月17日

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 山城 吉博 様

石垣市長 中山 義 隆



石垣市海洋基本計画が定める施策を着実に実施し、白保海域を自然環境特別保全地区に指定することを求める要望書について（回答）

平素より、本市の市政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年12月10日付の要請に対し、下記の通り回答致します。

記

「石垣市海洋基本計画」は、海とともに生きてきた本市が、長期的な視点にたって積極的に海を守り、活用していく活動計画です。海洋を中心とする自然環境の保全、利活用の推進、八重山地域全体の振興、国際的な貢献などに関する取り組みを、市民、企業及び行政が連携・協働して進め、未来の「海洋都市いしがき」の創造を目的に、平成25年3月に策定しました。

今回要請があります1点目、「白保海域を自然環境特別保全地区に指定すること。」につきましては、白保海域の自然環境特別保全地区の指定について、すでに西表石垣国立公園海域公園地区に指定され規制が行われていることも踏まえ、環境省や沖縄県、関係機関等と意見交換しながら検討してまいります。

要請項目2点目「保全地区指定にあたっての具体的な利活用ルールについて、市は当会の各団体及びWWFジャパンと協力して策定すること。」につきましては、同基本計画内におきまして、「白保地区」は「利活用ルールの検討・制定を法的な枠組みを含めて促進する。」と記述されており、利活用ルールの検討、制定が求められていますが、まだ取り組みが行われていない現状にあります。

つきましては、今後、利活用ルールの制定について検討を行い、策定作業の際には、関係機関・団体等の協力を頂きながら取り組んでまいりたいと考えております。

要請項目3点目「早急に施策の実施に着手し、施策実施までのスケジュールを、地域住民をはじめとする市民に見えるようにすること。」につきましては、利活用ルールの制定にあたり、絶滅危惧種の生息・生育地の保全及びかく乱防止対策や希少生物をはじめとし

た野生生物やサンゴ礁等の保全に向けた実態調査など、科学的知見・情報が必要となります。

つきましては、実態調査などの期間がどれ程必要か等も含めて、様々な検討が必要となることから、スケジュールの提示につきましては、準備が整い次第、HP等により公表していきたいと考えています。

以上をもって回答とさせていただきます。

今後とも本市の市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022年2月18日

石垣市長 中山義隆殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会
会長 新里昌央
渉外担当 柳田裕行
石垣市白保118

要 請 書

石垣市海洋基本計画に定められた、市条例に基づく 海洋保護区指定が進んでいないことの改善について（再要請）

添付の通り、当会が提出した要望書（2018年12月10日付）に対して、中山義隆石垣市長から当会宛に添付の回答（平成31年1月17日付 石企企第587号）をいただきました。

要望書は、市が自ら策定した石垣市海洋基本計画に記載された白保海域の海洋保護区指定が計画策定後5年経過しても、まったく取り組まれておらず、市議会では当時の企画部長がその残念な事実を認めたことから、早急に取り組むことなどを求めています。

同要望書に対する回答では、関係各所と協議の上、取り組むことが明記されています。白保海域は西表石垣国立公園の海域公園地区に指定されていますが、石垣市海洋基本計画では、その指定に上乗せして石垣市自然環境保全条例に基づいて海洋保護区指定等、法的枠組みを含めて適正管理を進めると明記されています。しかし、現在もその取り組みはまったく行われていません。

については、市のこれまでの対応に強く抗議するとともに、次の2点

1. 自ら定めた行政計画（条例に基づく海洋保護区指定）の取り組みの実施
 2. 市民からの要望に回答した責任の再認識と反省
- を求めます。

以上

- 添付文書： 1. 2018年12月10日付 要望書
2. 平成31年1月17日付 石企企第587号